

障害者自立支援法 がスタート

本年4月からの「障害者自立支援法」の施行に伴い、現在の障害福祉事業の多くが、障害者自立支援法に基づくサービスに再編成され、段階的に実施されます。ここでは、障害者自立支援法による制度改正の概要と、利用者負担のしくみについて説明します。

障害者自立支援法のポイント

●障害種別ごとの福祉サービスを共通化

これまでは、障害ごと(身体・知的・精神)に異なる法律に基づいてサービスを実施しており、たとえば、支援費制度では精神障害者の方はサービスの対象外となっていました。障害者自立支援法においては、障害の種類にかかわらず共通の

【障害福祉サービス】

ホームヘルプ、児童デイサービス、短期入所、グループホーム、施設入所、施設通所等のサービスを提供します。

★障害福祉サービス 月額負担上限額表★

区分	要件	上限額	負担軽減措置の有無
生活保護	生活保護受給者	0円	食費負担軽減 ※1
低所得1	市民税非課税世帯に属し、利用者の収入が80万円以下の方	15,000円	上減額減免措置 ※2 食費負担軽減
低所得2	市民税非課税世帯に属し、低所得1に該当しない方	24,600円	上限額減免措置 食費負担軽減
一般	市民税課税世帯に属する方	37,200円	なし

※1 食費負担軽減・・・施設入所(通所)者の食費及び光熱費は原則実費負担となりますが、利用者の収入額に応じて食費等の給付を行います。

※2 上限額減免措置・・・市民税非課税世帯に属する方で一定以上の資産を有していない場合、収入額に応じて上表の上限額を引き下げます。

食費負担軽減、上限額減免措置の内容は利用するサービスにより変わります。

【補装具】

障害により失われた身体機能を補完・代替するもの(義肢、車いす等)を購入する為の費用を支給します。

平成18年10月から、障害者自立支援法に基づくサービスに変わり、原則1割の自己負担となります。

※現行制度における利用者負担額は所得(課税額)に応じて設定されます。

【地域生活支援事業】

相談支援、コミュニケーション支援、移動支援等のサービスを提供します。平成18年10月から施行されます。

これまでは、利用者の所得によって負担が決まるしくみでしたが、障害者自立支援法では、サービスの利用量と所得の両方に着目した負担のしくみになります。具体的には、所得に応じて設定される月額上限負担額(1ヶ月あたりに支払う自己負担額の上限)以内で、利用したサービスの費用の1割を負担していただくこととなります。

利用者負担のしくみ

制度でサービスを実施することにより、障害間でのサービスの格差をなくします。

●支給決定の透明化・明確化

全国共通のルールがなく、支給決定の内容に地域間の格差があった支援費制度に対して、障害者自立支援法においては、障害の程度を客観的に図る尺度(障害程度区分)を導入することにより基準が明確になります。また、審査会を設置し支給決定プロセスの透明化を図ります。

●安定的な財源の確保

障害者自立支援法の施行により利用者の増加が見込まれ、サービス費用も増大することが予想されます。そこで、国の費用負担の責任強化による財源確保とともに、利用者の方にも原則1割(軽減措置あり)を自己負担していただき、サービス費用を皆で支え合います。

問合せ先:

阿蘇市役所福祉課

内牧支所福祉介護係
波野支所住民福祉係

T E L	F A X	T E L	T E L
2 4 2 0 0 1	2 3 1 1 1 2	2 3 1 5 1 4	2 2 3 1 1 5

【自立支援医療】

- (旧)更生医療 《身体障害者に対する血液透析、心臓手術、人工関節置換等の医療》
 - (旧)育成医療 《身体障害児に対する障害の軽減や除去に必要な医療》
 - (旧)精神通院医療 《精神疾患のために通院を行っている方に対する公費負担医療》
- 上記の3種類の公費負担医療を「自立支援医療」として一本化します。

★自立支援医療 月額負担上限額表★ (入院時の食事代は実費負担となります。)

区分	要件	上限額	上限額 (重度かつ継続) ※
生活保護	生活保護受給者	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯に属し、利用者の収入が80万円以下の方	2,500円	2,500円
低所得2	市民税非課税世帯に属し、低所得1に該当しない方	5,000円	5,000円
中間的な所得1	市民税所得割額が2万円未満の世帯に属する方	医療保険の自己負担限度額	5,000円
中間的な所得2	市民税所得割額が2万円以上20万円未満の世帯に属する方	医療保険の自己負担限度額	10,000円
一定所得以上	市民税所得割額が20万円以上の世帯に属する方	自立支援医療費の支給対象外	20,000円

※重度かつ継続……腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害の方
統合失調症や躁うつ病等の方
医療保険の多数該当(長期入院等)の方

～自立支援医療を受給される方へ～

自立支援医療に係る利用者負担額は重度心身障害者医療費助成制度の対象となります(重度心身障害者医療費助成制度の受給者の方のみ)。助成申請書に医療機関の領収証を添付のうえ、市役所福祉課又は各支所福祉担当係までご提出ください。